

真庭市立落合小学校 いじめ防止基本方針

令和7年度

いじめに関する現状と課題

・本校は近年数件のいじめを認知している。担任や生徒指導を中心に双方の話をよく聞き、保護者連絡も含め、迅速な対応を心掛けている。また、日頃より全職員で子どもたちの様子を話題にし、情報交換を行っている。児童アンケート(年2回)やそれをもとに行う担任による教育相談(年2回)、保護者との教育相談(随時)などの機会も設けて、実態把握にも努めている。得られた情報をもとに、いじめやいじめにつながる可能性がある事例が認知された場合は、ケース会議を開き、対応を協議している。さらに、児童相互の名前の呼び方や通学時の様子など、細かいところにも着目して指導を行い、児童間での問題を未然に防ぐよう心がけている。
・SCやSSW、外部機関とも連携し、多方面からの状況把握や対応を行う。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
・本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係な児童はいない。」という基本認識にたち、全児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、この基本方針を策定し、次のことを重点的に取り組む。

＜重点となる取組＞

- ・いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ・いじめの早期発見のために、実態把握アンケート等を定期的に実施する。
- ・自己有用感や自尊感情を育む教育活動を推進する。(発達支持的生徒指導の充実)
- ・いじめの早期解決のために、情報収集を綿密に行ったり、各種関係機関や専門家の連携・協力をあおぐ。
- ・家庭としっかり連携して、事後の指導を行う。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞

- ・基本方針をPTA総会で説明し、いじめ問題への学校の取組について理解を得る。また、いじめ問題解決には保護者・地域の連携が不可欠であることを認識してもらう。
- ・学校運営協議会委員評議員やPTA地区評議員の協力を得て、学校外での生活の様子など情報を収集したり、見守り等の協力を要請する。
- ・学校便り等でいじめ問題に関わる情報を提供する。
- ・保護者の協力を得て、インターネット・LINE等の使用の実態把握や情報モラルの指導を行う。
- ・心をつなぐ地域の会「おちあい」と連携し、地域での児童生徒の様子を話し合う情報交換会を行う。

学 校

いじめ対策委員会

- ＜対策委員会の役割＞
 - ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、取組の検証、基本方針の見直し、相談窓口、事案への対応
- ＜対策委員会の開催時期＞
 - ・年3回(学期ごと) ・随時必要に応じて
- ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞
 - ・職員会議で全職員に周知徹底する。緊急の場合は終礼等で伝える。
- ＜構成メンバー＞
 - ・校外
 - SSW、民生児童委員
 - 心をつなぐ地域の会健全育成部長、PTA会長
 - ・校内
 - 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、SC

全 教 職 員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞

- ・真庭市教育委員会

＜連携の内容＞

- ・保護者支援のための専門スタッフ派遣

＜学校側の窓口＞

- ・教頭

＜連携機関名＞

- ・真庭警察署

＜連携の内容＞

- ・非行防止教室の実施

＜学校側の窓口＞

- ・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

①

いじめの防止

- (学習環境づくり)
 - ・誰でも安心して活躍できる場を設定して、自己有用感や自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ・認める、励ます、声をかける、賞賛するなど児童が自ら発達していく過程を支える。
- (職員研修)
 - ・教職員の指導力向上のため、外部講師を招聘して、インターネットやLINEの使用状況と指導上の留意点等について研修する。
 - ・心理テスト(Q-U)のデータを生かして指導にあたる。
- (児童会)
 - ・児童会が中心となり、「いじめについて考える週間」を設定し、集会活動や学級活動、道徳等を通して、いじめ防止についての意識を高める。
- (体験活動)
 - ・人とつながる喜びを味わうことができる学校行事や総合的な学習・生活科において、道徳性の育成を図る。
 - ・「ほめほめカード」等人の温かさを実感させる取組を行う。
- (情報モラル教育)
 - ・情報モラルに関する授業を学年の実態に応じて実施する。

②

早期発見

- (実態把握)
 - ・「学校生活に関するアンケート」を年2回実施し、生活の実態を把握することで早期発見に努める。また、アンケートをもとに、教育相談を実施する。
- (指導体制の確立)
 - ・全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、どんなに小さな変化も見逃さない。いじめ見逃し0を目指す。
 - ・おかしいと感じた児童がいる場合、気づいたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
 - ・児童がいじめを訴えたり、相談できる体勢を確立する。
- (家庭への啓発)
 - ・積極的ないじめ認知につながるよう、家庭での生活の様子を見つめるためのポイントを示したパンフレットを作成し、配布する。

③

いじめへの対処

- (いじめの有無の確認)
 - ・児童の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけ、児童に安心感を与えとともに問題の有無を確かめ、問題がある場合は、教育相談で該当児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- (組織的な対応)
 - ・問題への組織的な検討をするために、対策委員会を開催する。
- (いじめられた児童への支援)
 - ・いじめが確認された場合、心のケアを行うなど、当該児童とその保護者に対して支援を行う。
- (いじめた児童への指導)
 - ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対してはいけない行為であり、相手の心身を傷つけるものであることに気づかせ、適切な対処を行う。
 - ・周囲の環境や人間関係など十分把握して、いじめた児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ＜解消の判断＞
 - ・表面的には解消したように見えても、見えない部分で継続している可能性もある。少なくとも3か月間は経過を観察し、本人や保護者からも聞き取りを行い、解消の判断をしていく。